議案第1号

平成25年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について

平成25年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準を別紙のとおり提出します。

平成25年2月12日

鳥取県教育委員会教育長 横 濵 純 一

平成25年度 鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準

平成25年2月 日制定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年 法律第116号)第3条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関 する法律(昭和36年法律第188号)第14条の規定により、鳥取県公立小・中・特別 支援学校の学級編制基準を次のとおり定める。

1 学級編制基準

| 学校の種類 | 学級編制の区分 | 1 学級の児 |
|-------|----------------|---------------|
| | | 童・生徒数 |
| 小 学 校 | 単式 第1、2学年 | 30人 |
| | 学級 第3~6学年 | 3 5 人 |
| | ア 第1学年① 飛び複式 | でない学級 複式学級は設置 |
| | 複 の児童を含! | しない |
| | 式 む複式学級 ② 飛び複式 | 学級 |
| | 学 イ 第1学年① 飛び複式 | でない学級 15人 |
| | 級の児童を含 | |
| | まない複式② 飛び複式 | 学級 複式学級は設置 |
| | 学級 | しない |
| | 特別支援学級 | 7人 |
| 中学校 | 単式 第1学年 | 3 3 人 |
| | 学級 第2、3学年 | 35人 |
| | 複式学級 | 8人 |
| | 特別支援学級 | 7 人 |
| 特別支援 | 小・中学部 単一障がいき | 学級 6 人 |
| 学校 | 重複障がいき | 学級 3人 |
| | 高等部 単一障がいき | 学級 8人 |
| | 重複障がいき | 学級 3人 |

2 その他

- (1) この学級編制基準は、県議会における平成25年度当初予算の成立をもって効力を発する。
- (2) 学級編制事務の取扱いについては、別に定める取扱要領による。

(注) 用語の説明

| 区分 | 説 | 明 |
|---------|------------------|----------------|
| 単 式 学 級 | 同学年の児童又は生徒で編制する | る学級 |
| 複 式 学 級 | 2の学年の児童又は生徒で編制 | する学級 |
| 飛び複式学級 | 複式学級のうち、引き続く2の | 学年が1の学年と当該学年より |
| | 1学年上の学年及び1学年下の学生 | 年以外の学年の児童又は生徒で |
| | 編制する学級 | |
| 特別支援学級 | 学校教育法第81条第2項及び | 第3項に規定する学級 |
| 重複障がい学級 | 文部科学大臣が定める障がいを | 2以上併せ有する児童又は生徒 |
| | で編制する学級 | |

1 学級編制

市町村教育委員会(学校組合教育委員会を含む。以下同じ。)は、鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準(以下「学級編制基準」という。)を標準とし、5月1日(以下「基準日」という。)現在の児童・生徒数を基準にして学級編制を行う。

(1) 市町村立小・中・特別支援学校

ア 市町村教育委員会は、基準日の児童・生徒数の推計に基づいて行った学級編制を、 県教育委員会に届け出る。

イ 市町村教育委員会は、アを届け出た日から基準日までの間に、その学級編制を変 更する場合は、その都度県教育委員会へ届け出る。

(2) 県立特別支援学校

ア 校長は、基準日の児童・生徒数の推計に基づいて学級編制を行い、県教育委員会 に報告する。

イ アの報告をした日から基準日までの間に、その学級編制を変更した場合は、その 都度、県教育委員会に報告する。

2 学級編制の変更(基準日の翌日以降)

市町村教育委員会は、基準日の翌日以降に、学級編制を変更することが適当と認められる事由が生じた場合は、学級編制を変更する。

(1) 市町村立小・中・特別支援学校

市町村教育委員会は、次の事由が生じた場合は、学級編制の変更について、県教育委員会へ届け出る。

ア 小・中学校の通常学級

- ①児童自立支援施設(喜多原学園)内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合
- ②季節間分校の開校及び閉校

イ 小・中学校の特別支援学級

- ①児童自立支援施設(喜多原学園)内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合
- ②病院内分教室の学級数に変動が生じた場合
- ③情緒障がい児短期治療施設(希望館)内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合
- ④上記①~③以外の特別支援学級において、児童・生徒の転出入により学級数に変動が生じた場合
- ⑤特別支援学級に入級している児童・生徒を、該当の特別支援学級が設置されていない学校が転入により受け入れる場合(なお、学級編制基準では、通常学級から特別支援学級への年度中途の入級は認めない。)

ウ 市立特別支援学校

児童・生徒の転出入により、学級数に変動が生じた場合

(2) 県立特別支援学校

校長は、次の事由が生じた場合は、学級編制を変更し、県教育委員会に報告する。 児童・生徒の転出入により、学級数に変動が生じた場合